

大阪市公園条例の改正について (仮設運動場の設置)

平成31年2月
建設局 公園緑化部

1. 改正の主旨

（改正の趣旨）

- 近年、人口の都心回帰に伴って、市内中心部において児童・生徒が急増しており、小・中学校では教室等の不足や運動場の狭隘化などが大きな課題となっている。
- これらの地域課題に対応し教育環境を確保するために、平成29年度に市長をトップとして立ち上げられた「児童急増対策プロジェクトチーム」にて対応策の検討を実施。
- 本対策の一環として、運動場の狭隘化への対策については、都市公園の一部を活用するほか講じる手段がないため、今般、大阪市立小・中学校の運動場として都市公園を一時的に占有することができるよう公園条例（以下「条例」という。）を改正するものである。

（改正の内容）

都市公園法令に基づき、都市公園の占用の許可を与えることができる施設のうち、条例（第8条の2）で定める仮設の物件又は施設に、「大阪市立学校設置条例に定める小学校及び中学校の運動場」を加える。

※本規定の適用を受ける都市公園は、市規則で定める。

（施行期日）

平成31年4月1日

＜参考＞ 根拠法令

都市公園法（抄）

第7条 公園管理者は、許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであって、政令で定める技術的基準に適合する限り、許可を与えることができる。

一～六 省略

七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

都市公園法施行令（抄）

第12条

2 法第7条第1項第七号の政令で定める工作物その他の物件又は施設は、次に掲げるものとする。

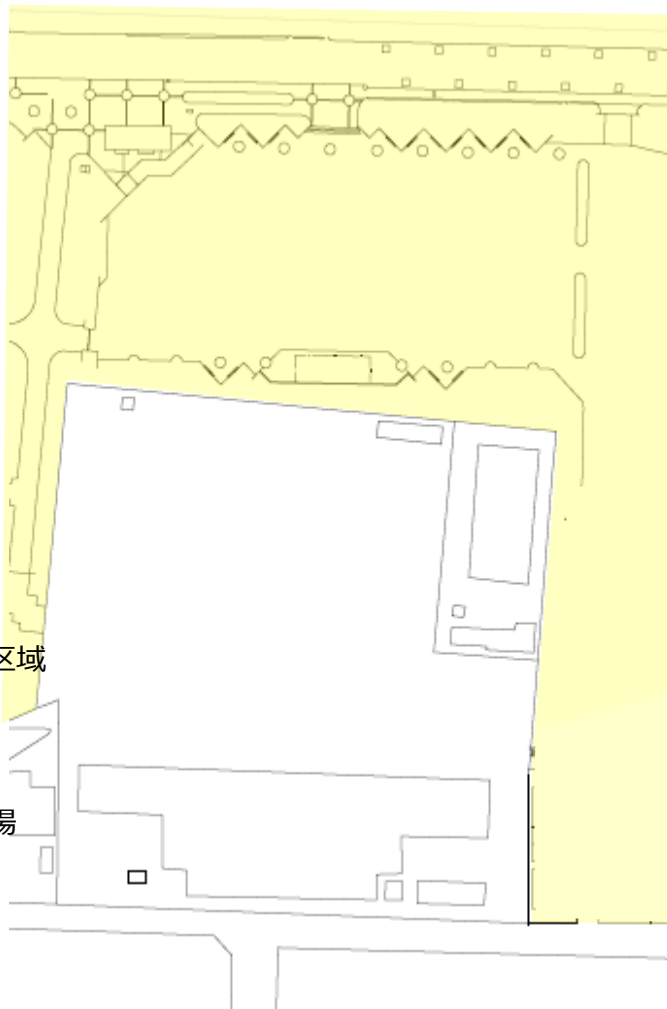
一～九 省略

十 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設

<参考> 事例

➤ 隣接する公園の一部を活用し仮設運動場を設置

《現状》



《設置（案）》

